

9 事故が発生した場合について

- (1)この保険で補償される事故が発生した時は、遅滞なく弊社にご連絡ください。弊社の事故受付の連絡先は下記をご覧ください。
- (2)保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日(賠償事故については賠償額が確定した日)の翌日から3年が経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。
- (3)賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- (4)設備・什器等補償の設備・什器等保険金の支払額が1回の事故につき、設備・什器等保険金額に達した場合には、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に保険契約は終了します。この場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、復元し減額することはありません。

事故が起こったときの連絡先

事故受付専用ダイヤル  **0120-27-2094** (24時間 365日受付)

10 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について

弊社は財務局に登録された少額短期保険業者として次の①から③までの全てに該当する保険の引受けを行っています。

- ①保険期間が2年以内
- ②1被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下
- ③1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

11 補償重複について

ご契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等(共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。)に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

〈補償が重複する可能性のある主な例〉

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
設備・什器等補償	動産総合保険
施設賠償責任補償	事業者向け賠償責任保険の施設賠償責任補償特約

※それぞれの契約により、補償内容や被保険者の範囲が異なることがありますので、ご契約を解約される場合や異動(対象施設の変更等)を行う場合には、ご注意ください。

12 その他法令などご注意ください事項について

- (1)保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2)保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、弊社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、保険金を弊社の定めるところにより削減して支払うことがあります。
- (3)弊社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、弊社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (4)この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、弊社は、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

13 少額短期保険業者が経営破たんした場合

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

14 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。

なお、お客様の必要に応じ、弊社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
 〒104 - 0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階 Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755
 受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00 受付日:月曜日から金曜日(祝日並びに年末年始休業期間を除く)

15 支払時情報交換制度

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.shougakutanki.jp/>

16 個人情報の扱いについて

- 1.個人情報の取得
弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な手段・手続きにより、ご本人の同意を得て取得します。
- 2.個人情報の利用目的
弊社は、保険契約の引受・管理、保険金の支払い等の業務の遂行のために必要な範囲において個人情報を取得・利用します。
- 3.個人情報の第三者提供の制限
弊社は、弊社業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(お客様の紹介業務を委託している提携不動産会社を含みます。)に提供する場合、法令に基づく場合等を除き、ご本人からの個人情報を外部に提供することはありません。
- 4.弊社の個人情報の取り扱いに関する詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

本書面に関するお問い合わせ／ご相談・苦情・その他お問い合わせは

●お客様専用ダイヤル

 **0120-77-2094**

営業時間 平日10:00～17:00

※土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

テナントのほけん 重要事項説明書

I 契約概要

この「契約概要」は「テナントのほけん」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい重要な事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みください。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

この保険は事業用賃貸物件で事業を行う方を対象として、事故により所有する設備・什器等に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき借用施設の修理費用等を負担した場合、偶然な事故により借用施設の貸主に対して賠償責任を負担した場合および借用施設の使用・管理等に起因して他人に対して賠償責任を負担した場合等を補償するものです。

2 補償の内容

(1)保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	
設備・什器等補償	① 設備・什器等保険金	次の事故により借用施設に収容されている設備・什器等に損害が生じた場合 (ア)火災 (イ)落雷 (ウ)破裂・爆発 (エ)風災、ひょう災、雪災。※損害の額が20万円以上となった場合のみ (オ)外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 (カ)給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水等による水濡れ (キ)騒じょう等に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (ク)水災 ※借用施設が床上浸水を被った場合のみ (ケ)盗難 (コ)通貨または預貯金証書の盗難 (サ)(ア)から(コ)以外の偶然な事故	損害の額(設備・什器等保険金額が限度) ※設備・什器等の損害額は再調達価額(貴金属・宝石・美術品等は時価額)を基準に算出します。 ※(サ)の事故については、損害の額から免責金額(自己負担額)3万円を差し引きます。 事故の種類によって以下の限度額が適用されます。 (ク)の事故:1事故につき設備・什器等保険金額の30%限度 (ケ)の事故:1事故につき設備・什器等保険金額の10%限度 (コ)の事故:1事故につき通貨20万円限度 預貯金証書100万円限度 (サ)の事故:1事故につき30万円限度
	② 臨時費用保険金	①の設備・什器等保険金の支払事由の(ア)から(ク)までの事故によって設備・什器等保険金が支払われる場合で、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に費用が生じた場合	設備・什器等保険金の10%に相当する額
	③ 残存物取片づけ費用保険金	①の設備・什器等保険金の支払事由の(ア)から(ク)までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を被保険者が支出した場合	被保険者が支出した残存物取片づけ費用の額 1事故につき設備・什器等保険金額の10%限度
	④ 失火見舞費用保険金	借用施設から発生した火災、破裂または爆発の事故により、第三者の所有物に損害が発生した場合	被災世帯(事業者)数×10万円 1事故につき設備・什器等保険金額の20%限度
修理費用補償	修理費用保険金	借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じ、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合 (ア)設備・什器等補償の①設備・什器等保険金の(ア)から(コ)に記載の事故による借用施設の損害 (イ)凍結により生じた借用施設の専用水道管および給湯器の損害 (ウ)借用施設の窓ガラスの熱割れによる損害 (エ)いたずら・ピッキング等により生じた借用施設の玄関ドアのドアロックの損害	被保険者が負担した修理費用の額 事故の種類により1事故につき以下の限度額および支払回数が適用されます。 (ア)の損害:修理費用保険金額(100万円)限度 (イ)の損害:30万円限度、年間1回 (ウ)の損害:10万円限度、年間1回 (エ)の損害:3万円限度、年間1回
	① 施設賠償責任保険金	日本国内で次の事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア)借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 (イ)借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故	以下の損害賠償金および費用の合計額 (ア)法律上の損害賠償金 (イ)弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬および仲裁、和解等の費用 (ウ)弊社の承認を得た示談交渉費用 (エ)弊社の要求に従い、協力するために必要とした費用 (オ)被保険者が他人に対して有する、損害賠償請求権の保全または行使に必要な費用 1事故につき、施設賠償責任保険金と借家人賠償責任保険金を合計して1,000万円限度
賠償責任補償	② 借家人賠償責任保険金	借用施設が、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により損壊した場合に、被保険者が借用施設の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合	

※1回の事故に対して支払う保険金の限度額は、設備・什器等補償のすべての保険金および修理費用保険金を合計して1,000万円となります。

設備・什器等補償の対象とならないもの

次の物は設備・什器等補償の対象とならず、損害が発生しても保険金をお支払いしません。

- ①船舶^(※1)、航空機および自動車^(※2)ならびにこれらの付属品
 - ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物^(※3)
 - ③生活用の動産
 - ④貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
 - ⑤稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙形、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、電子データその他これらに類する物
 - ⑦動物および植物等の生物
 - ⑧看板、自動販売機等の屋外に設置された設備・什器等
 - ⑨商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
- (※1)ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
 (※2)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)を除きます。
 (※3)通貨および預貯金証書は、盗難による損害についてのみ、これらを補償の対象として取り扱います。

 **株式会社 FIS**
フレックス 少額短期保険
 関東財務局長 (少額短期保険) 第55号

(2)保険金をお支払いできない主な場合

この保険で、保険金をお支払いできない主な場合は、次表のとおりです。一部のみを記載しておりますので、詳細は普通保険約款をご確認ください。

各補償共通	修理費用補償
<ul style="list-style-type: none">・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた損害	<ul style="list-style-type: none">・保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反。 ・保険契約者または被保険者の運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵 ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部に生じた損害 ・玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、郵便受、宅配ボックス等共同に利用される物に生じた損害
設備・什器等補償	借家人賠償責任補償
<ul style="list-style-type: none">・保険契約者または被保険者の重大な過失 ・保険契約者または被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ・偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 ・すり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損 ・楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損または音色の変化 ・風、雨、ひょう、雪もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害	<ul style="list-style-type: none">・借用施設の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊 ・借用施設の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、不測かつ突発的な事故により発生した場合を除きます。 ・借用施設に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または汚損で、借用施設の機能に支障をきたさない損壊 ・風、雨、ひょう、雪もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊
施設賠償責任補償	
<ul style="list-style-type: none">・被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物(受託品を含む)の損壊についてその財物につき、正当な権利を有する者に対するの損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・排水または排気(煙を含む)によって生じた損害賠償責任 ・「医師」「獣医師」「弁護士」「会計士」「建築士」「設計士」等の専門職業業務に起因する損害賠償責任 ・あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、身体の整形、調髪、顔そり等の理容、パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の美容等の行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船舶、車両(自転車を除く)もしくは動物の所有、使用または管理に関する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害 ・仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害	

3 主な特約とその概要

借用施設の移転に関する特約[自動付帯]

被保険者が移転により借用施設の変更を行う場合または新たに保険契約を締結する場合に適用します。この特約により、移転前借用施設と移転後借用施設の賃貸借契約期間が重複している場合、30日間を限度として、移転前借用施設と移転後借用施設の両方を借用施設として取り扱います。

4 保険期間および満期更新、保険責任の開始時期

保険期間は、加入プランにより1年または2年となります。弊社からの保険契約引受けの承諾があり、保険料をお支払いいただいたことを条件に、保険期間開始日の午前0時より、保険責任が開始します。保険期間の満了に際しては、更新のご案内を送付します。更新のご案内に際し特段のお申出がない場合には、更新のご案内に記載した内容により、保険契約を更新させていただきます。ただし、更新契約の保険料をお支払いいただけなかった場合には保険契約は更新されません。

5 引受条件(加入プラン)と保険料について

(1)加入プランと保険料

設備・什器等保険金額と保険料は選択した加入プランによって決定されます。

実際にご契約いただく保険金額については、保険契約申込書にてご確認ください。

なお、設備・什器等の再調達価額を上回って設備・什器等保険金額を設定いただいても、保険金の支払額は設備・什器等の再調達価額が限度となり、また、設備・什器等の再調達価額を下回って設備・什器等保険金額を設定いただいた場合には、損害額の全額が支払われないことがあります。

※想定外の事象等が発生した場合には、弊社は保険金額の減額または保険金の削減を行うことがあります。「II注意喚起情報の11.その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

(2)引受の対象となる借用施設

①借用施設の用途

用途が事務所・小売店または飲食店の借用施設が引受対象となります。ただし、下記の用途に該当する場合は、お引き受けできません。

無人店舗、製造業(工場・作業所)、クリーニング店(取次ぎのみの場合を除く)、自動車・自動二輪車・自転車販売店、旅館・ホテル、保育所・託児所・幼稚園等、介護・福祉施設、火薬類販売店、LPガス販売店、ガソリンスタンド、インターネットカフェ・まんが喫茶等飲食を主な目的としていないもの、風俗営業店、性風俗特殊営業店、デート喫茶等の低照度飲食店または区画席飲食店、バー・キャバレー・ナイトクラブ・スナックその他名称の如何を問わずこれらに類するもの、コンビニエンスストア、カラオケ店、麻雀店、パチンコ・パチスロ店、ゲームセンター、エステ店、脱毛サロン、その他これらに類する用途で弊社が危険度が高いと判断したものの

②借用施設の専有面積

専有面積が330㎡以下の借用施設が引受対象となります。

6 保険料について

保険料のお支払いについては、保険契約申込書により指定された方法で、ご選択いただいた加入プランの保険料の全額を一括してお支払いください。

※想定外の事象等が発生した場合には、弊社は保険料の増額を行うことがあります。「II注意喚起情報の11.その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

7 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

8 解約時の保険料の返還について

移転等により保険契約を解約される場合には、お早めに弊社お客さま専用ダイヤルまでご連絡ください。また解約にあたっては、以下の計算式により保険料の一部を返還致します。

返還保険料^(※1) = 保険料 × 既経過月数^(※2)に応じた次表の係数

【保険期間 2年の場合】

既経過月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
係数	80.0%	75.0%	72.5%	70.0%	67.5%	65.0%	62.5%	60.0%	57.5%	55.0%	52.5%	50.0%
既経過月数	13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月	19か月	20か月	21か月	22か月	23か月	24か月
係数	30.0%	25.0%	22.5%	20.0%	17.5%	15.0%	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	0.0%

【保険期間 1年の場合】

既経過月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
係数	60.0%	50.0%	45.0%	40.0%	35.0%	30.0%	25.0%	20.0%	15.0%	10.0%	5.0%	0.0%

(※1) 10円未満は切り捨て、10円単位とします。また、計算結果が100円に満たない場合には、保険料の返還は行いません。

(※2) 保険期間開始日から解約日までの月数をいい、月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

II 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって重要な事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださるようお願い致します。

詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

1 クーリングオフ(申込みの撤回等)について

ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約の申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフは、ご契約を申込みれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内(消印有効)であれば行うことができます。クーリングオフの手続きは、下記弊社宛に下記記載事項を記載していただき、必ず郵便にてご連絡ください。

宛先	株式会社FIS/フレックス少額短期保険 行
※郵送先がご不明の場合は、弊社ホームページ(http://flex-ins.co.jp)をご参照ください。	
《記載事項》 ①クーリングオフする旨の記載 ②ご契約者の氏名(自署または押印)、住所、連絡先電話番号 ③契約申込年月日	

クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料はすみやかにお返します。また、弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

2 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

ご契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特にご契約者・被保険者の名称・所在地、借用施設の所在地・用途、他の保険契約等(支払事由が同一の他の保険契約または共済契約)の有無等にご注意ください。

3 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

- (1)ご契約者または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、弊社にご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ①借用施設の用途・業種を変更した場合
 - ②借用施設を被保険者が使用しなくなった場合
 - ③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
 - ④保険料の払込に使用しているクレジットカードが使用できなくなった場合(クレジットカード払の方のみ)
- (2)(1)の事実の発生によってこの保険の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができ、また、この場合に(1)の事実に基づいて発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。

4 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、詐欺を行った場合や反社会的勢力(暴力団、暴力団員^(※)、暴力団関係企業等)に該当または関与していると認められる場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

5 保険責任の開始期

「I契約概要の4.保険期間および満期更新、保険責任の開始時期」をご参照ください。

6 保険金をお支払いできない場合について

「I契約概要の2.補償の内容(2)保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

7 保険料の払込猶予期間について

弊社の定める保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、ご契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日(払込猶予期間)までに弊社に払込まなければなりません。この期間内に保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日に遡って成立しなかったものとみなします。

8 保険契約の失効

保険の対象である設備・什器等の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。